

# 18歳から大人

令和4年(2022年)4月から成年年齢が引き下げられます。

民法改正により令和4年(2022年)4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、令和4年(2022年)4月1日に18、19歳に達している方はその時から新成人となります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



## 成年に達すると何が変わる?

— 成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの —

### 18歳(成年)になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
  - ・携帯電話の契約
  - ・クレジットカードを作る
  - ・ローンを組む
  - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師、薬剤師などの国家資格を取る
- ◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる  
※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

### 20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得



「政府広報オンライン」から転載

### 契約後の未成年者取消権が行使できなくなります!

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになります。それに伴い、これまで未成年であれば契約を取消すことができた未成年者取消権は行使できなくなります。もし、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、消費者ホットライン「188(いやや!)」が設置されています。困ったり、不安に感じたりしたときは一人で抱え込まず、早めにご相談ください。

### 成人式はどうなる?

長与町では、民法改正後の令和5年以降の式典については、その年度に20歳を迎える方を対象に「二十歳のつどい」に名称を改めて開催します。

「二十歳のつどい」の開催日(予定)

令和4年度	令和5年(2023年)1月8日(日曜日)
令和5年度	令和6年(2024年)1月7日(日曜日)
令和6年度	令和7年(2025年)1月12日(日曜日)

## 大人になる皆さまへ

成人を迎えられた皆さまに心からお祝いとお慶び申し上げます。

これまで愛情深く育ててこられましたご両親をはじめ、ご家族の皆さまにもお慶び申し上げます。

大人になるということは、社会への義務と責任ある行動が求められます。ですが、できることも確実に増えます。自分の意志で決めた道を、自分の足で未来に向けて歩いていくことができます。自分の将来の姿をもう一度見据え、どんな大人になりたいか改めて見つめ直してください。そして今まであなたを育ててくれたご両親や家族に感謝するとともに、今度は自分が「誰かのために」手を差し伸べ、心の拠り所になってあげられる生き方を考えていただきたいと思います。

私たちは、皆さまが夢や希望を追い求める舞台、また家族や子どもと暮らす憩いの場所として「長与町」を意識していただけるような町づくりに取り組んでまいりますので、皆さまにおかれましても自分を信じて新しい未来を切り開いていってください。

結びになりますが、新たな人生のスタートを心から祝福申し上げますとともに、皆さま一人一人の未来が、健康で輝かしい人生でありますことをご祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

長与町長 吉田 慎一

